

警察職員ピアサポート実施要領の制定について（例規通達）

令和元年11月 1日

本部（厚）第31号

[沿革] 令和4年3月本部（厚）第8号、7年3月第18号改正

警察職員が後顧の憂いなく職務にまい進できる環境を整備することを目的として、警察職員ピアサポート実施要領を別添のとおり制定し、令和元年12月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、本例規通達の実施に伴い、警察職員生活相談実施要綱の制定について（平成28年3月16日付け本部（厚）第10号）は、廃止する。

別添

警察職員ピアサポート実施要領

第1 要旨

この要領は、警察職員が後顧の憂いなく職務にまい進できる環境を整備することを目的として、警察職員及びその家族（以下「職員等」という。）が抱える経済問題、家庭問題、健康問題その他の公私にわたる各種問題について、身近な同僚職員間の友愛の精神に立脚した相互扶助の観点から、各所属において指名された職員が、不安や悩みを抱える職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、又は職員等からの相談への対応を通じ、職員等の不安や悩みの早期解決に向けた適切な助言等の能動的な支援（以下「ピアサポート」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

1 ピアサポーター

ピアサポートに従事する者として指名された警察職員をいう。

2 ピアサポート・コーディネーター

ピアサポーターを総括し、ピアサポーターに対して専門的知見に基づく指導・助言等を行う者として指名された警察職員をいう。

3 部外相談員

警察職員以外の者であって、ピアサポーターからの取次ぎや紹介を受け、又は職員等からの直接の依頼により、職員等からの相談への対応に従事するものをいう。

第3 ピアサポートの実施体制

1 ピアサポートの主管課

(1) ピアサポートの主管課は、厚生課とする。

(2) 厚生課長は、次の事項に留意し、警察職員ピアサポート制度（以下「制度」という。）の効果的な運用を図らなければならない。

ア 全ての職員等に対する制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、各級幹部職員にピアサポートの重要性を十分認識させること。

イ ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの資質向上を図るため、必要な措置を講ずること。

ウ ピアサポート・コーディネーター及び部外相談員の連絡先等をピアサポータ

一に周知すること。

エ 制度の運用状況を適切に把握・検証し、随時、運用の改善に努めること。

オ ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターを積極的に賞揚すること。

2 ピアサポーター

(1) ピアサポーターの指名

ア 所属長は、原則として執務室ごとに、所属の職員のうちから、1人以上のピアサポーターを指名しなければならない。ただし、所属の体制、職員の勤務の状況等を踏まえ、執務室ごとにピアサポーターを置く必要がないと判断した場合は、この限りでない。

イ ピアサポーターの指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、ピアサポートを適切に実施することのできる人格識見、信望及び熱意を有する者を充てなければならない。

(2) ピアサポーターの責務

ア ピアサポートを真摯に行うこと。

イ 助言者に徹し、職員等自身が問題を自力で解決するよう働きかけること。

ウ 在任中と否とを問わず、知り得た職員等の秘密にわたる事項を漏らさないこと。

エ 職員等の同意がある場合を除き、直接当該職員の上司に連絡しないこと。ただし、当該職員に不健全な生活態度がみられるなど、当該職員の上司に相談することが適切であると認められる場合には、上司に申告するよう説得すること。

オ 各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等を通じ、ピアサポートの適切な実施に必要な知識・技能の習得に努めること。

カ 職員等の不安や悩みの内容が高度に専門的かつ技術的な知識・経験を要する事項であるなど、ピアサポーターのみでは適切な支援を行うことができない場合には、職員等の個人情報取り扱いに配慮した上で、必要に応じ、ピアサポート・コーディネーターに指導・助言を求めるほか、職員等の同意を得た上で、部外相談員、関係課等に適切に取り次ぐよう努めること。

キ 職員等の不安や悩みの内容に、刑罰法令に違反する行為に関する事、職員等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあることが含まれている場合には、迅速に必要な措置を講ずること。

3 ピアサポート・コーディネーター

(1) ピアサポート・コーディネーターの指名

ア 本部長は、厚生課の職員のうちから、1人以上のピアサポート・コーディネーターを指名しなければならない。

イ 本部長は、アによるほか、厚生課以外の所属の職員を、必要に応じて、ピアサポート・コーディネーターに指名することができる。

ウ ピアサポート・コーディネーターの指名に当たっては、ピアサポーターに対する指導・助言等を適切に行うことのできる人格識見及び専門知識を有する者を充てなければならない。

(2) ピアサポート・コーディネーターの責務

ア ピアサポーターからの指導・助言の求めに真摯に対応すること。

イ ピアサポーターの相談対応力を向上させるため、効果的な研修会を企画・実施すること。

ウ ピアサポーターに対する指導・助言等を適切に行うことができるよう、各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等を通じ、必要な知識・技能の習得に努めること。

4 部外相談員

(1) 厚生課長は、職員等の不安や悩みのうち、医療、法律、税務、不動産等の専門的かつ高度に技術的な知識・経験を要する事項に関し、職員等が有料・無料を問わず安心して相談ができるよう、これらの知識・経験を有し、人格識見の高い部外の専門家に委嘱するなどして、部外相談員を確保するものとする。

(2) 医療に関する部外相談員の確保に当たっては、特に精神保健の専門家を確保するよう努めるものとする。

(3) 厚生課長は、職員等のニーズが特に高い分野に関する部外相談については、職員等が無料又は低料金で相談ができるよう努めるものとする。

(4) ピアサポーターは、有料の部外相談員を紹介する場合には、職員等にその旨を十分説明しなければならない。

5 所属長の責務

所属長は、次の事項に留意し、所属におけるピアサポートが効果的に行われるよう配慮しなければならない。

(1) ピアサポーターの指名又は解除をしたときは、速やかにピアサポーター指名(解除)報告書(別記様式)により厚生課へ報告すること。

(2) ピアサポートの重要性を認識し、ピアサポーターにその重要性を十分理解させるほか、制度の趣旨や利用方法、ピアサポーターの連絡先等を所属の職員等に周知すること。

(3) ピアサポート業務の効果的な推進を図るため、ピアサポーターに指名されている者の勤務体制について配慮すること。

(4) 職員等が相談を申し出たこと等を理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いはしないこと。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、ピアサポートの実施に当たり必要な事項は、厚生課長が別に定めるものとする。